

宮崎大学教育学部特別試験に関する申合せ

（ 令和3年2月17日
制 定 ）

改正 令和6年12月18日

第1条 特別試験に関して、必要な事項を定める。

第2条 当該年度後学期卒業見込みで、卒業所要単位を充足できなかった者は、当該年度後学期学修評価に受験資格を有する教育学部専門科目3科目以内に限り、特別試験を受験することができる。

第3条 受験を希望する者は、教務・学生支援係に届け出の上、3月11日までに受験しなければならない。

第4条 特別試験の学修評価に対して異議がある場合、特別試験の学修評価を受けた者に限り、3月16日までに教務・学生支援係を通じて教育学部専門科目の学修評価に対する申立てに関する申合せの様式別紙1により副学部長（教務担当）に申し立てるものとする。

附 則

この申合せは、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6年12月18日から施行する。